

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	1月			2月		
	電子請求		紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン	磁気媒体		オンライン	磁気媒体	
請求書提出締切日	2月10日(月)			3月10日(火)		
増減点等通知書送付予定日	3月5日(木)			4月3日(金)		
支払通知書送付予定日	3月13日(金)	3月19日(木)		4月14日(火)	4月21日(火)	
診療報酬等支払日	3月23日(月)		3月27日(金)	4月20日(月)		4月28日(火)

【出産育児一時金等関係】

提出月	2月			3月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	2月10日(月)		2月25日(火)	3月10日(火)		3月25日(水)
支払通知書送付予定日	2月25日(火)	3月13日(金)		3月23日(月)	4月14日(火)	
出産育児一時金等支払日	3月9日(月)	3月23日(月)		4月7日(火)	4月20日(月)	

【特定健診等関係】

健診月	1月		2月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月5日(水)	2月10日(月)	3月5日(木)	3月10日(火)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月11日(水)		4月10日(金)	
特定健診等支払日	3月27日(金)		4月28日(火)	

※当初予定を変更し、
2月9日(日)は開館
し受付します。

【受付時間】8:30~17:00

審査委員会からの連絡事項 **医科**

●尿路感染症に対する抗生剤・抗菌剤の算定について

尿路感染症に対する抗生剤・抗菌剤の算定は、診療開始日から2週間程度が基本となりますので、尿路感染症を繰り返す症例については診療開始日にご留意ください。



●血液凝固阻止剤投与時のレセプト記載について

エリキュース錠、イグザレルト錠、リクシアナ錠、プラザキサカプセル等の血液凝固阻止剤は、腎不全(重度の腎障害)に対して禁忌です。

したがって、腎不全の患者にやむを得ず血液凝固阻止剤を投与する場合は、腎障害の程度を把握できるよう、レセプトに**クレアチニン値又はeGFR値**をご記載ください。

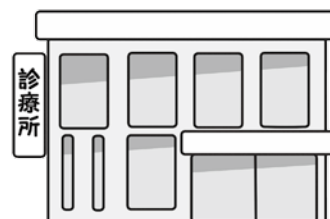
なお、このことについては、「しまね国保連通信(令和元年5月号)」でお知らせしておりますが、未だに記載のないレセプトが散見されますので改めてお願いいたします。

診療報酬等請求上の留意点

医 科

●特定疾患療養管理料の算定について

再診料の算定なく、特定疾患療養管理料は算定できません。ただし、健康診断に引き続き同日に診療を行い、再診料の算定なく特定疾患療養管理料を算定する場合は、その旨を摘要欄にご記載いただきますようご協力をお願いいたします。



●在宅酸素療法指導管理料の算定について

在宅酸素療法指導管理料の算定に当たっては、動脈血酸素濃度分圧又は動脈血酸素飽和度の測定結果について記載が必要です。

●特定疾患処方管理加算2の算定について

特定疾患処方管理加算2は、特定疾患に対する薬剤の処方期間が28日以上の場合に算定できますのでご留意ください。

●経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法の算定について

経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法は、胃瘻カテーテル又は経皮経食道胃管カテーテルについて、十分に安全管理に留意し、カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行った場合に限り算定できます。

●配置医師による診療について

特別養護老人ホーム等に入所中の患者に対し、配置医師による診療があった場合は、摘要欄に「配」と表示のうえ、回数をご記載いただきますようお願いいたします。

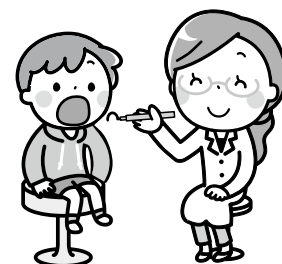
歯 科

●外用薬にかかる薬剤料の算定について

外用薬の薬剤料について、薬価単位に調剤数量を乗じて算定している事例が散見されます。外用薬の薬剤料は、1調剤単位で算定することとなっていますのでご留意ください。

【算定例】

アズノールうがい液4%（薬価：38.60円）を1回で5mL調剤した場合
 (誤) アズノールうがい液4% 1mL 4点×5
 (正) アズノールうがい液4% 5mL 19点×1



●ブリッジに対する「歯冠形成」欄の記載について

ブリッジに対する生活歯歯冠形成又は失活歯歯冠形成については、「歯冠形成」欄の「(生単)」又は「(失単)」の項ではなく、「(生ブ)」又は「(失ブ)」の項で算定することとなっていますのでご留意ください。

●歯周病検査について

歯周病検査の2回目以降については、歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施することとなっていますので歯周基本治療実施後、一定期間経過してから算定してください。

なお、このことについては、「しまね国保連通信（令和元年5月号）」でお知らせしていますが、未だに同様の請求が散見されますので改めてお願いいたします。

調 剤

●在宅患者調剤加算の算定について

当該加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費が算定されていない場合は、算定できません。

なお、同一患者において、指導料又は指導費を算定せず、加算のみ算定するレセプトには、他の処方箋発行医療機関分の調剤レセプトで指導料又は指導費を算定している旨、摘要欄に記載していただきますようお願いいたします。

●一包化加算の算定について

①当該加算は、服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であっても3種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点ごとに一包として患者に投与する場合に算定することとなっています。

1剤中に規格違いの同一薬剤がある場合、それぞれを1種類と見做し当該加算を算定することはできませんので、ご注意ください。

②一包化は、薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものであるため、一包化加算を算定している場合に、別包で薬剤を調剤される場合は、その理由を摘要欄に記載してください。



●自家製剤加算の算定について

当該加算の算定に当たり、「処方」欄の記載内容から算定理由が不明の場合は、その事由を「摘要」欄に記載していただきますようご注意ください。

お 願 い

紙レセプトの請求について

紙レセプトを編綴し請求される際は、糊、ホッチキスを用いず、一括紐で綴じていただきますようお願いいたします。



70歳以上の患者にかかる診療報酬明細書の「特記事項」欄への記載事項について

平成30年8月診療分から、高額療養費の現物給付の有無に関わらず、「特記事項」欄に所得区分に応じたコード及び略号（「26区ア」等）の記載が必要となりました。必要事項について記載いただきますよう改めてお願いいたします。

お知らせ

●コンピュータチェック公開事例の更新について

国保中央会・国保連合会では、適正な請求の増加に繋げるため、算定ルール等に基づいたコンピュータチェック対象事例について、公開基準を策定のうえ順次公開を進めているところです。

平成30年度の診療報酬改定を踏まえた更新版（12月4日更新）を国保中央会ホームページ（<http://www.kokuho.or.jp>）に掲載しておりますので活用ください。

●増減点等及び返戻通知書における増減点事由の変更について

増減点等及び返戻通知書の増減点事由について、令和2年2月審査分から以下のとおり変更を予定していますので、予めお含みいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、増減点事由の変更は、国保連合会と支払基金の整合性を図るための全国的な展開であることを申し添えます。

記号 (査定事由)	増減点事由	
	〈変更前〉	〈変更後〉
A	適応と認められないもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	過剰と認められるもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	重複と認められるもの	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	前各号の外不適当又は不必要と認められるもの	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

●酸素の購入価格に関する届出について【中国四国厚生局島根事務所からのお知らせ】

保険医療機関は、当該年の4月1日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届出を行うこととされております。

そのため、令和2年4月から翌年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、以下のとおり「酸素の購入価格に関する届出書」の提出が必要となりますので、届出漏れのないようお願いします。

提出期限 令和2年2月17日（月）

提出先 中国四国厚生局島根事務所

住所：〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL：0852-61-0108

提出方法 郵送又は窓口提出（FAXでの受付は行っておりません。）

届出様式 中国四国厚生局ホームページに様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領（新様式は、令和2年1月の掲載となります。）

市町村へのお知らせ

●地方単独医療費助成事業の現物給付拡大について

かねてから現物給付の働きかけを行ってまいりました鳥取大学医学部附属病院（年間約3,000件の償還実績）において、**令和2年1月診療分**から、福祉医療費及び乳幼児（こども）医療費助成事業に係る現物給付に対応いただけることとなりましたので、お知らせいたします。

市町村におかれましては、受給者への周知にご留意いただきますようよろしくお願いいたします。